

# 陸水物理学会 会則

## 第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、陸水物理学会 (The Japanese Society of Physical Hydrology) という。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 本会は、陸水学に関する研究を進展させ、会員相互ならびに国際間の学術交流を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を果たすために、本会は次の事業を行う。

(1) 学術大会の開催

(2) 総会ならびに例会の開催

(3) 会誌、会報および情報交換誌 (Newsletter) の発行

“陸水物理学会誌” (Journal of the Japanese Society of Physical Hydrology)

“Waternews” (Newsletter on Activity of Hydrological Science)

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第 4 条 会の事業年度及び会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第三章 会 員

(会員)

第 5 条 本会会員は本会の目的・趣旨に賛同する正会員、学生会員、賛助会員をもって構成する。

正会員は本会の目的・趣旨に賛同する個人とする。

学生会員は、研究生等を含む大学院生、学部学生からなり、本会の目的・趣旨に賛同する個人とする。

賛助会員は本会の目的・趣旨に賛同し、これを賛助する個人または団体とする。

第 6 条 本会の会員は以下の権利を有する。

正会員 総会における投票権。役員の選挙権及び被選挙権。会誌への投稿。会誌の受領。学術大会における発表。学会情報の受領・メーリングリストへの参加。

学生会員 会誌への投稿。会誌の受領。学術大会における発表。学会情報の受領・メーリングリストへの参加。

賛助会員 会誌への投稿。学術大会における発表。

(会費)

第 7 条 会員は次の会費を納付しなければならない。

年会費 正会員 2,000 円、学生会員 1,000 円、賛助会員 10,000 円

## 第四章 役 員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名，運営委員会委員長1名，編集委員長1名，運営委員会委員 若干名。

(会長)

第9条 会長は本会を代表し，毎年一回以上総会及び運営委員会を招集しなければならない。会長に事故ある場合は運営委員会委員長がこれを代行する。

(運営委員会委員長)

第10条 運営委員会委員長は，運営委員会を主宰し，会務を総括する。

(編集委員長)

第11条 編集委員長は，編集委員会を主宰し，会誌の編集を総括する。

(役員を選任)

第12条 会長，運営委員長，編集委員長の選出は，運営委員会での議を経て被推薦者を選出し，総会での決議による。運営委員会委員は会長の指名による。会長，運営委員会委員長，編集委員長の任期は3年とするが，再任を妨げない。

第13条 会計監査は正会員の中から運営委員会によって選出される。

第14条 役員に欠員が生じ補充が必要なときは，運営委員会の議を経て総会での決議を得なければならない。

第15条 本会則は総会における議決によって改正することができる。

## 第五章 編集

第16条 (編集委員)

会誌の発行のために，編集委員会を設け，編集委員若干名をおく。編集委員は編集委員長の提案により，運営委員会の了承を経て会長が委嘱する。任期は3年とし，再任を妨げない。

第17条 (編集委員会)

編集委員会の運営については，編集委員長を含む運営委員会において協議するものとする。

1984年9月26日制定

2005年9月19日改正

2014年12月6日改正

2019年3月1日改正